

令和 2 年 3 月 25 日

一般質問（文書質問）

議員名 坂部 武美

1 質問項目

西脇市営住宅に L G B T の人たちも入居できるのか

2 具体的な質問内容

本定例会に西脇市営住宅条例の一部改正が上程され、3月9日の総務産業常任委員会で議論された。

子育て世帯等への支援として、入居者資格の基準が夫婦の合計年齢「70歳以下」が「80歳以下」に、Uターン世帯への支援として、「市内に住所又は勤務場所を有するものであること」に加えて「過去に市内に住所を有していた者を含む」など、入居資格要件が緩和されたことは評価する。

UターンだけでなくJターン、Iターンの受入についての議論も必要だと思うが、条例改正の施行期日が令和2年4月1日となっているため、確認も含めて、入居資格においてLGBT（性的マイノリティ）のカップルは入居対象となるのか質問する。

様々な人々が自分らしく生きていくことができる社会づくりが必要であることは言うまでもなく、LGBTといった性的マイノリティの方々への理解や支援は今や当然のことと言える。

西脇市営住宅条例第7条には、普通市営住宅の入居者資格について、普通市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならないとし、

第1号に、市内に住所又は勤務場所を有する者であること。

第2号に、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。とある。

では、

- ①この「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に性的マイノリティのカップルは該当するのか。
- ②対象とならないのであれば、その理由は。
- ③市として対象とする考えはあるのか。
- ④考えがないのであれば、その理由は。
- ⑤対象とするにはどのような要件が必要か。

例えば、宝塚市のようなパートナーシップ制度等が必要か。制

度等が必要ならば、どのように進めていくのか。

3 回答

- ① 西脇市営住宅条例第7条にある「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」に性的マイノリティのカップルは対象となるのか。

市営住宅の入居要件は、西脇市営住宅条例第7条第1項第2号に入居できる者として、『現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）があること』としています。

事実上婚姻関係については、市営住宅入居の申込みの際に必要な住民票の続柄欄の、「妻（未届）」「夫（未届）」との記載で確認しています。

性的マイノリティのうち、トランスジェンダーの方は、家庭裁判所の証明により、正式な婚姻が可能ですので対象となります。

- ② 対象とならないなら、その理由は。

トランスジェンダー以外の性的マイノリティの方については、現在は入居要件である「同居親族」の確認ができませんので対象とはなりません。

- ③ 市として対象とする考えはあるのか。

市営住宅の入居要件としている住民票の記載で、「同居親族」ということが確認できれば入居申込みは可能です。

- ④ 考えがないのであればその理由は。

—

- ⑤ 対象とするにはどのような要件が必要か。例えば、宝塚市のようなパートナーシップ制度等が必要か。制度等が必要ならば、どのように進めていくのか。

パートナーシップ制度がなくても、入居申込みが可能かどうかについて研究していきます。